

生食基発 0322 第 6 号

平成 29 年 3 月 22 日

内閣府食品安全委員会事務局評価第一課長 殿

評価第二課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部基準審査課長

(公 印 省 略)

平成 29 年度食品健康影響評価依頼について

「暫定基準を設定した農薬等の食品健康影響評価依頼計画」(平成 17 年 11 月 28 日
付け厚生労働省食安第 1128001 号)に基づき、平成 29 年度の食品健康影響評価の依頼
計画を、別紙のとおり提出します。



平成 29 年度食品健康影響評価依頼計画

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部基準審査課

1. 食品健康影響評価の依頼の現状

食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に係るポジティブリスト制度の導入に伴い、平成 18 年 5 月に 758 物質について、暫定的に基準値を設定した。また、年度毎に計画を立てて資料が収集できたものから、順次、食品安全委員会へ食品健康影響評価の依頼を行うこととしている。

平成 29 年 3 月 22 日時点では、暫定基準を設定した 758 物質のうち、これまでに 601 物質について評価を依頼し、そのうち 398 物質については評価が終了している（別添 1 参照）。

2. 暫定基準見直しの基本的な考え方

食品健康影響評価の依頼を行っていない 105 物質のうち、現時点において国内での登録、承認等があるものが 44 物質であり、一方、国内での登録、承認等がないものが 61 物質となっている（別添 2 参照）。

前者の国内での登録、承認等がある物質については、引き続き関係府省等と協議を行い、計画的に評価依頼を進めていくこととしている。

後者の国内での登録、承認等がない物質については、毒性や残留試験データだけではなく、使用実態についても情報収集に苦慮する物質が多い。評価に必要な資料の入手が困難である物質については、一律基準によるリスク管理措置等の実施を検討している。なお、一律基準によるリスク管理に移行する物質については、使用や残留が確認された時点で、リスク管理措置を見直すこととする。

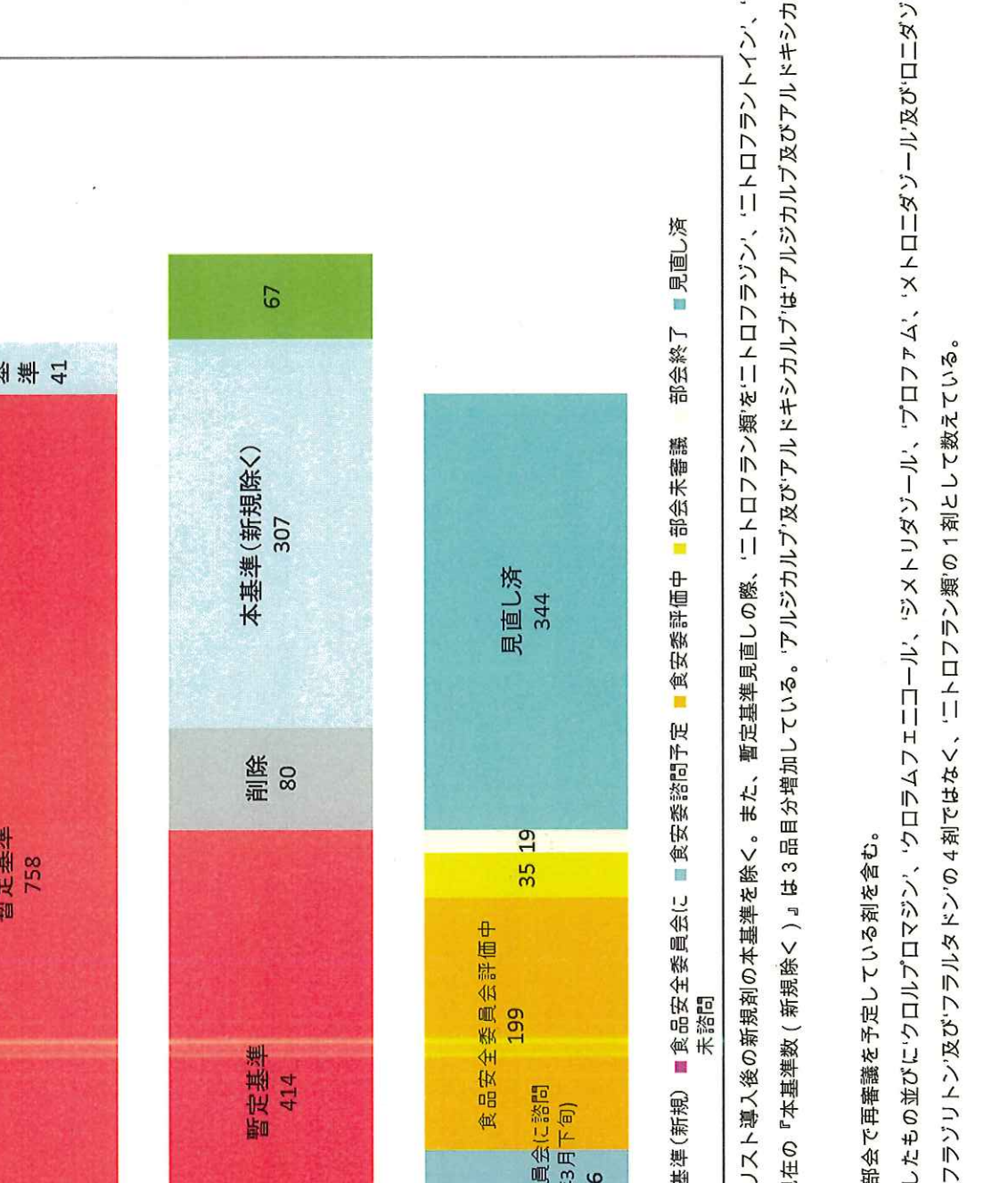
3. 平成 29 年度の食品健康影響評価依頼計画について

食品健康影響評価の依頼を行っていない 105 物質のうち、資料の入手が可能である 76 物質（別添 2 の分類 1-1～1-4 及び分類 2-1 が該当）について、資料が収集できたものから評価依頼を行う予定である。その他の物質については、上記方針に基づき対応を検討し、状況に応じて評価依頼を行う予定である。

4. その他

リスク管理の観点から効果的な基準設定及び暫定基準の見直しができるよう、関係府省間で対応について協議させていただきたい。

本



※1『基準数(新規除く)』は、ポジティブ及び「フラタドン」の4品目に分割したため、そのため1割として数えている。

※2『部』には、――

※3『見直し券』は、
た、二トロフラズン

暫定的に基準値を設定した評価依頼予定物質の内訳について

◇ 国内登録・承認・指定があるもの：44 物質

分類	物質数	内 容
1-1	4	食品安全委員会と協議中
1-2	1	農林水産省と協議中
1-3	23	厚生労働省で確認中
1-4	16	H29 年度以降に追加データが提供される予定

◇ 国内登録・承認・指定がないもの：61 物質

分類	物質数	内 容
2-1	32	厚生労働省で確認中
2-2	1	農林水産省と協議中
2-3	28	データ提供の見込みなし

表 1：国内登録・承認・指定がある品目

分類	番号	品目名	英名	主な用途	農薬 取用法	医薬品 医薬品 取用法	制法	Codex	JECFA	JMPR	基準参照国			
											米国	EU	カナダ	NZ
1-1	1	アンプロリウム	AMPROLIUM	動物薬/飼料添加物・合成抗菌剤・寄生虫 駆除剤			○				○	○	○	○
1-1	2	カンタキサンチン	CANTHAXANTHIN	飼料添加物・色素剤			○		○					
1-1	3	デコキネート	DECOQUINATE	動物薬/飼料添加物・合成抗菌剤・寄生虫 駆除剤			○				○	○	○	
1-1	4	[モノ、ビス (塩化トリメチルアンモニウム ニウムメチレン)] -アルキルトルエ ン	MONOBIS (TRIMETHYLAMMONIUMMET HYLENE CHLORIDE)-ALKYL TOLUENE	動物薬・消毒剤		○								
1-2	5	トリブロムサラン	TRIBROMSALAN	動物薬・寄生虫駆除剤		○								
1-3	6	エトパベート	ETHOPABATE	動物薬/飼料添加物・合成抗菌剤・寄生虫 駆除剤			○				○	○		
1-3	7	エンラマイシン	ENRAMYCIN	動物薬/飼料添加物・抗生物質			○							
1-3	8	オルトジクロロベンゼン	ODB	動物薬・消毒剤			○					○		
1-3	9	オルメクトプリム	ORMECTOPRIM	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫駆除剤			○				○		○	
1-3	10	カルベンダジム(MBC)、チオファネー ト、チオファネートメチル及びベンミ ル (総称として。)	CARBENDAZIM, BENOMYL, THIOPHANATE, THIOPHANATE- METHYL	農薬・殺菌剤	○			○		○	○	○	○	
1-3	11	クロルヘキシジン	CHLORHEXIDINE	動物薬・消毒剤			○				○	○	○	
1-3	12	ジアベリジン	DIAVERIDINE	動物薬・合成抗菌剤			○							
1-3	13	ジブチルサクサネート	DIBUTYLSUCINATE	動物薬・昆虫媒介薬			○							
1-3	14	ジニトリミド	DINITOLIMIDE	動物薬・合成抗菌剤・寄生虫駆除剤			○				○	○	○	
1-3	15	スルファアキノキサリン	SULFAQUINOXALINE	動物薬/飼料添加物・合成抗菌剤			○							
1-3	16	スルファクロルピリダジン	SULFACHLORPYRIDAZINE	動物薬・合成抗菌剤			○				○		○	
1-3	17	スルファドキシ	SULFADOXINE	動物薬・合成抗菌剤			○							
1-3	18	バージニアマイシン	VIRGINIAMYCIN	動物薬/飼料添加物・抗生物質			○				○	○	○	
1-3	19	トリクロルホン	TRICHLORFON	農薬/動物薬・殺虫剤			○		○	○	○	○	○	○
1-3	20	ナフシリン	NAFCILLIN	動物薬・抗生物質			○					○		
1-3	21	ピペロニルブトキシド	PIPERONYL BUTOXIDE	農薬/動物薬・殺虫剤			○		○	○	○	○	○	○
1-4	22	ピレトリン	PYRETHRINS	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤	○			○		○	○	○	○	○
1-3	23	マホプラジン	MAFOPRAZINE	動物薬・殺菌剤			○							
1-3	24	メシリナム	MECILLINUM	動物薬・抗生物質			○							
1-3	25	メンブト	MENBUTONE	動物薬・止咳剤			○							
1-3	26	レスメトリン	RESMETHRIN	農薬/動物薬・殺虫剤			○					○		
1-3	27	塩化ジメチルメチルアンモニウム クロリド	DIDECYLDIMETHYLAMMONIUM CHLORIDE	動物薬・殺菌消毒剤			○							
1-3	28	酢酸イソノール	ISOCYANURATE	動物薬・殺菌消毒剤			○							
1-4	29	イソノール	ISOCYANURATE	動物薬・殺菌消毒剤			○							
1-4	30	オイゲノール	EUGENOL	動物薬・殺菌消毒剤			○		○				○	○
1-4	31	オキシクロザニド	OXYCLOZANIDE	動物薬・殺菌消毒剤			○						○	○
1-4	32	カルタップ、チオスクララム及びベン スルタップ (総称として。)	CARTAP, BENSLUTAR, THIOCYCLAM	農薬・殺虫剤	○					○				

[illegible]

[illegible]